

【別添9】土地利用履歴等調査結果（概要）

様式第23号の2（第48条の4関係）

土地の利用履歴等調査結果報告書

平成17年 6月 日

東大阪市長 様



報告者 住所 東大阪市小阪本町1丁目3番10号
氏名 財団法人 東大阪市開発公社
理事長 本多 秀秋
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

形質変更を行う土地の所在地	地番 大阪府東大阪市御厨南2丁目155-1 住居表示 大阪府東大阪市御厨南2丁目
形質変更を行う土地の面積	15,129.82 m ²
形質変更を行う土地の現在の利用状況	空き地
土地の形質変更の内容	未定
土地の形質変更を行う範囲	対象地全域（詳細は別紙報告書に図面添付）
土地の利用の履歴	当該土地は、昭和33年以前は、住宅及び農地として利用されていた。昭和33年11月より布施市が所有し、布施市民病院として開設された。昭和37年に第1期増設工事が完成し、昭和42年2月、三市合併により東大阪市立中央病院と改称し、昭和46年11月に第2期増設工事が完成。以降平成10年4月に廃院となるまで、東大阪市の総合病院として利用された。現在は、建物が解体され空き地となっており、使用されていない。詳細は別紙報告書のとおり。

<p>有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の設置の状況</p>	<p>なし</p>
<p>設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、発生し、又は処理されていた管理有害物質の種類</p>	<p>なし</p>
<p>設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等における管理有害物質の製造、使用、発生又は処理の状況</p>	<p>なし</p>
<p>その他の管理有害物質の使用等の履歴</p>	<p>病院施設における作業内容及び工程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー運転による重油の使用及び保管 ・重油タンク ・コンデンサー等の保管 ・水銀系消毒液の使用 ・肝機能検査薬の使用・廃棄 ・血中尿素窒素検査・血糖検査薬の使用・廃棄 ・カラー現像漂白剤・尿酸定量検査薬・ヘモグロビン検査薬の使用・廃棄 ・ガラス機具等の洗浄によるクロム酸混合液の使用・廃棄
<p>調査の結果、使用等の可能性が認められた管理有害物質の種類</p>	<p>病院施設における作業内容及び工程から使用等の可能性が認められた管理有害物質は、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル、水銀、シアン化合物、カドミウム、砒素、鉛、六価クロム（詳細は別紙報告書）</p>

旧東大阪市立中央病院跡地

資料等調査報告書

平成17年6月

財団法人 東大阪市開発公社

財団法人 関西環境管理技術センター

目 次

1. 調査目的	1
2. 調査方法	1
2.1 資料等調査	1
3. 調査結果	1
3.1 調査対象地の概要	1
3.2 土地の利用履歴	1
3.3 特定有害物質の使用状況	2
3.4 近隣地域の状況	3
3.5 過去の土壌調査結果	3
3.6 調査結果	4
4. 調査実施機関	4

巻末資料

1. 調査対象範囲及び形質変更範囲
2. 公図
3. 登記簿の流れ（地番及び所有者）
4. 登記簿及び閉鎖登記簿
5. 住宅地図
(昭和34年、昭和38年、昭和42年、昭和44年、昭和48年、昭和61年、平成6年、平成15年)
6. 東大阪市立総合病院ホームページ（病院概要及び沿革）
7. 履歴等聞き取り調査結果表
8. 旧中央病院平面図
9. 旧中央病院跡地土壌調査の報告書（平成12年10月26日測定）
10. 旧中央病院解体時の資料
11. 昭和46年当時の中央病院パンフレット

1. 調査目的

本調査は、旧東大阪市立中央病院（所在：東大阪市御厨南2丁目 面積約15,130m²）（以下「調査対象地」という。）において、過去から現在までの調査対象地及びその周辺の土地の利用履歴並びに調査対象地に過去に立地していた工場・事業場等における有害物質使用特定施設等の届出状況を把握し、入手可能な情報から土壤汚染の状況を推定（以下「資料等調査」という。）し、土壤汚染の有無を明らかにすることを目的とした。

2. 調査方法

2.1 資料等調査

(1) 土地の利用履歴調査

調査対象地における公図、土地及び建物の登記簿（閉鎖謄本を含む）、住宅地図を入手し、土地の利用履歴を把握した。

(2) 管理有害物質の使用履歴等調査

調査対象地における管理有害物質の使用の有無等について、東大阪市立総合病院の関係者から聞き取り調査を実施した。

3. 調査結果

3.1 調査対象地の概要

調査対象地の概要を表3-1に示した。

表 3-1 調査対象地の概要

調査対象地の所在地	東大阪市御厨南2丁目 155-1
調査対象地面積	15,129.82m ²
土地所有者名	財団法人 東大阪市開発公社

資料：登記簿及び閉鎖登記簿

3.2 土地の利用履歴

調査対象地における土地の利用履歴については、表3-2に示した。

現在は、御厨南2丁目155-1に位置する。

表 3-2 土地の利用履歴

土地利用の履歴	昭和 33 年以前 住宅及び農地 昭和 33 年 11 月 布施市民病院 新築移転開設（北病棟） 昭和 33 年 12 月 鉄筋コンクリート 2 階建（看護師宿舎・医師公舎） 昭和 37 年 3 月 鉄筋コンクリート 2 階建（看護師宿舎） 昭和 37 年 8 月 第 1 期増築工事完成（南病棟） 昭和 42 年 2 月 東大阪市立中央病院と改称（三市合併） 昭和 46 年 11 月 第 2 期増築工事完成 （南病棟 鉄筋コンクリート 4 階建） 昭和 56 年 5 月 鉄筋コンクリート 2 階建（診療放射線科棟） 昭和 57 年 8 月 鉄筋コンクリート 2 階建（院内保育所棟） 平成 2 年 9 月 鉄筋コンクリート 2 階建（小児科・歯科診療棟） 平成 3 年 3 月 看護師宿舎（1 期、2 期棟）解体 平成 10 年 4 月 東大阪市立中央病院廃院 平成 12 年 解体後 現在に至るまで更地（利用なし）
土地の造成方法の履歴	関連する情報入手なし
土地改変後の利用形態等	未定
土地改変後の土地所有者	未定

資料：住宅地図（昭和 34～平成 15 年）、登記簿及び閉鎖登記簿、公図、病院ホームページ

3.3 管理有害物質の使用状況

(1) 現在（平成 10 年～現在）

平成 10 年 4 月に東大阪市立中央病院が廃院となり、平成 12 年に解体後は更地となり、空き地の状態が現在も続いており、管理有害物質の使用等は確認されなかった。

(2) 過去（昭和 33 年～平成 10 年）

昭和 33 年に布施市民病院として開設し、昭和 42 年に三市合併により東大阪市立中央病院として平成 10 年に廃院するまで、診療 13 科（内科・外科・小児科・耳鼻科・皮膚科・放射線科・歯科・歯科口腔外科・眼科・麻酔科・泌尿器科・形成外科・産婦人科）の総合病院として利用されていた。使用されていた管理有害物質を示す資料は得られなかったが、病院施設における作業内容及び工程等から推定される管理有害物質を表 3-3 に示した。

表 3-3 推定される管理有害物質

作業内容及び工程	管理有害物質の項目	処理方法等	使用・保管場所等
ボイラー運転による重油の使用及び保管	ベンゼン		平面図あり
重油タンク (20,000L)	ベンゼン		ボイラー室東側 鉄製・地上設置
コンデンサー等の保管	ポリ塩化ビフェニル		
水銀系消毒液の使用	水銀 シアン化合物	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟
肝機能検査薬の使用・廃棄	カドミウム	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟
血中尿素窒素検査や血糖検査薬の使用・廃棄	砒素	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟
鉛染色液の使用・廃棄	鉛	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟
カラー現像漂白剤、尿酸定量検査薬、ヘモグロビン検査薬の使用・廃棄	シアン化合物	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟
ガラス機具等の洗浄によるクロム酸混合液の使用・廃棄	六価クロム	タンクに貯めて 希釈して排水	診療棟

(3) 過去 (昭和 33 年以前)

昭和 33 年以前は、宅地及び農地であり、管理有害物質の使用等は確認されなかった。

(4) 施設の破損その他の事故又は自然災害による管理有害物質等の漏出状況

施設の破損、その他の事故等による管理有害物質の漏洩状況については、東大阪市の方に報告されていない。

3.4 近隣地域の状況

調査対象地の南側には昭和 34 年頃から昭和 48 年頃まで、三黄機械製作所があり、それ以降は住宅地として利用されている。北側は昭和 40 年頃から宅地として利用されており、それ以前は農地か空地であった。東側も住宅地として利用されているが、東大阪市立中央病院廃院後の平成 12 年以降、隣接する東側に東大阪市保健所が開設され利用されている。西側は堺布施豊中線の道路が走っている。

3.5 過去の土壌調査結果

調査対象地では、東大阪市立中央病院廃院後、建屋解体前の平成 12 年 10 月に焼却炉があった位置周辺において 1 試料 (5 地点混合採取)、分析を実施しており、管理有害物質は全て基準以下であった。また、ダイオキシン類についても、45pg-TEQ/g と土壤環境基準の

1000pg-TEQ/g を大きく下回っていた。(巻末資料 9 参照)

3.6 調査結果

資料等調査の結果より、調査対象地については、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められる有害物質使用届出施設等はなかったが、一般的に、病院施設においては管理有害物質が使用される可能性があることから、診療棟・病棟・管理棟として利用されていた土地及びボイラー室・重油タンク・コンデンサー等のあった場所については、「土壤汚染が存在するおそれが少ない土地」と判定され、土壤汚染状況調査が必要であると考えられる。

また、調査対象地内の看護師宿舎・医師公舎・運動場・植え込み等のある中庭・駐車場横の通路等については、管理有害物質の使用はなく、「土壤汚染が存在するおそれがない土地」と判定される。

4. 調査実施機関

調査実施については、下記指定調査機関（事業登録機関）である財団法人 関西環境管理技術センターが実施した。

- ・ 土壤汚染対策法の規定に基づく指定調査機関：指定番号 環 2003-1-420
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく指定調査機関
：指定番号 大阪府 H15-1-68
- ・ 計量証明事業登録（濃度）：第 10035 号（大阪府）
- ・ 計量証明事業登録（特定濃度）：第 10337 号（大阪府）